

京都市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例（令和2年11月6日京都市条例第12号）（行財政局人事部人事課）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行により，地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い，役員等が損害賠償責任を免れた結果，最低限責任を負う額を，それぞれの地位の重要性等を考慮して定めることとしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例を公布する。

令和2年11月6日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例

地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、当該役員又は会計監査人に係る基準報酬年額（地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項各号列記以外の部分に規定する基準報酬年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)